

第3次山都町行政改革大綱 実施計画

行政改革推進の 重点事項	取組項目	No	所管課	所管係	区分	具体的な取組内容・目標	取組により見込まれる 具体的な効果	実施時期・目標年度				備考	令和7年度実施状況	
								4	5	6	7		区分	
1 行政運営の効率化による効果的な行政サービス提供の推進														
(1) 行政サー ビスの向上	○行政手続きにおけ る書面、押印の見直 し	1	総務課 関係各課	総務係 関係各係	新規	・各種申請書等の押印の廃止を 基本とした見直し ・公文書への公印押印の廃止を 基本とした見直し ・インターネットを活用した手 続きの導入	・行政手続きにおける住民の負 担軽減と利便性の向上が図られ る。 ・行政事務のスピード化と効率 化及び書類の削減が図られる。	実施	→	→	→		実施	・各種申請書の押印廃止は令 和3年度に施行済み。 ・町から発する公文書の押印 省略の基準を策定、また関係 規程を改正し、令和6年度か ら運用済み。 ・オンライン申請システムを 活用する行政手続きを拡大し た。
	○システムを活用し た各種証明書等の交 付	2	税務住民課 企画政策課	戸籍住民係 情報係	新規	・住民票等のコンビニ交付 ・システムを活用した、各種証 明書の窓口交付	・365日24時間の証明書交付実 施により利便性が高まる。 ・窓口での業務削減につなが り、他のサービスや業務に取り 組むことができる。	検討	実施	→	→	住民基本台帳 システム標準 化と併せて実 施	実施	・各種証明書のコンビニ交付 率が、令和6年度の18.7%か ら令和7年度の27.6%へと順 調に推移している。 ・未実施である戸籍証明書の コンビニ交付について、引き 続き導入の検討を進める。
	○公金等収納方法等 の拡充	3	会計課 税務住民課 関係各課	会計係 戸籍住民係 課税係 徴収係 関係各係	新規	・町税・使用料、各種手数料等 の支払いにおけるキャッシュレ ス決済（クレジットカード、電 子マネー、QRコード決済、 POSレジ等）の導入に向けた調 査、研究、検討 ・導入にあたっては、キャッ シュレス決済ができない住民を 配慮する	・住民サービスの向上と窓口業 務の効率化を図ることができる。 ・新しい生活様式への対応 ・人為的な入金、釣銭ミスの解 消や会計処理事務の簡素化	検討	実施	→	→	公金等のコン ビニ収納の実 現についても 並行して検討 POS(Point of sale)販売 時点情報管理	実施	・指定金融機関との関係上、 本庁の窓口手数料はセミセル フレジを部分運用中。会計部 門とのレジ共用の可能性につ いて引き続き検討する。 ・集合税および軽自動車税の 納付書にeL-QRを印字し、地 方税お支払いサイトを活用し たクレカ・スマホ決済による 納付を継続する。
	○地籍調査窓口業務 の分散	4	農林振興課	地籍調査係	新規	・各支所で地籍調査成果の提供 を行う。	・各支所での閲覧や交付等が可 能になり、住民サービスの向上 になる。	実施	→	→	→		実施	・住民サービス向上のため、 各支所において地籍調査成果 の提供を実施している。
(2) 自治体 DXの推進	○情報システムの標 準、共通化	5	企画政策課 税務住民課 総務課 健康ほけん課 福祉課 学校教育課	情報係 戸籍住民係 課税係 徴収係 総務係 人事給与係 財政係 国保年金係 健康づくり係 福祉係 高齢者支援係 介護保険係 学校教育係	新規	・国が示す基幹系業務システム （20業務）及び付随する業務シ ステムについて、令和3年度よ り、業務プロセス・帳票・制度 の見直しや標準仕様書の分析、 システム要件の整理等に取り組 み、令和5年度までにシステムの 導入方針及び仕様を決定する。 ・令和6年度から令和7年度にか け、国が提供する共通基盤（カ バメントクラウド）への移行を 完了し、標準準拠システムによ る運用を開始する。	・国が提供する共通基盤を利用 するため、維持管理や制度改革 に伴う改修対応、セキュリティ 対策等に係る業務負担や経費を 削減することができる。 ・町の実情に応じて、柔軟にシ ステム提供事業者を選定するこ とが可能となる（ベンダーロッ クの解消やコスト抑制）。 ・業務ごと若しくは他機関との システム・データ連携が図れる ため、行政手続きのオンライン 化・事務の効率化が実現可能と なる。	準備	→	→	実施	ベンダーロッ ク：特定の企 業に依存せざ るを得ない状 態	実施	・戸籍システムの標準化共通 化への移行を完了した。移行 前後のシステムで画面構成や 操作性が同一であるため、大 きな混乱は生じていない。 ・行革DX推進室および基幹系 システムベンダーの指導のも と、標準準拠システムの実機 操作研修を実施した。
	○マイナンバーカー ドの普及促進	6	企画政策課 総務課 税務住民課	情報係 総務係 戸籍住民係	新規	・ほとんどの住民がマイナン バーカードを保有することを目 指し、全庁をあげて普及促進の 取組を実施する。 ・令和4年度末における本町の取 得率が県平均を上回ることを目 指す。	・ほとんどの住民がマイナン バーカードを保有することで、 オンライン申請などデジタル社 会を推進することが可能にな り、申請内容の審査、システム への入力等の作業を迅速化又は 省力化することが可能となる。	実施	→	→	→		実施	・出生届時のマイナンバー カード発行申請率：100%を 達成した。 ・県全体との保有率の格差は 年々縮小である。今後はカー ドの利便性向上や活用促進を 図り、さらなる保有率アップ を目指すことにする。

第3次山都町行政改革大綱 実施計画

	○行政手続きのオンライン化	7	企画政策課 総務課 健康ほけん課 福祉課 学校教育課 税務住民課 生涯学習課	情報係 総務係 国保年金係 健康づくり係 福祉係 高齢者支援係 学校教育係 課税係 徴収係 生涯学習係	新規	・市民の利便性の向上や業務の円滑化・効率化の効果が見込まれる子育てや介護などの26手続きについて、マイナンバーカードを用いたオンライン申請が可能となるよう、システム改修に取り組む。 ・それ以外の行政手続きについても、積極的にオンライン化を進める。 ・既存のオンライン手続き（施設予約や税申告（eLTAX））の活用活性化にも取り組む。	・市民は来庁せずとも、システムによる申請・入力だけで、複数の行政サービスの手続きを進めることが可能となる（市民の利便性の向上）。 ・手続き未完了者の捕捉や申請内容の審査、システムへの入力等の作業を迅速化又は省力化することが可能となる（業務効率化・行政サービス提供の迅速化）。	実施	→	→	→	eLTAX：インターネット利用による地方税システム	実施	・ビジネスフォームを利用したオンライン申請を実施した。（節目健診/集団健診申込（一部）/乳幼児健診問診票/各種研修会アンケート/母子手帳交付） ・妊婦の転入者において、他の転入手続きと同様に申請書作成支援システムを利用する体制へ変更した。 ・eLTAX（地方税ポータルシステム）を活用した税申告や各種申請について、対象を年々拡充し継続して対応している。
	○RPA、AI-OCR等の利用促進	8	企画政策課	情報係	新規	・AI-OCRやRPA等の業務効率化に資するICTの導入促進	・紙媒体の印刷や配布、データ入力や集計等の作業が削減され、他の行政サービスの企画立案や重点業務に注力することが可能となる。	準備	→	→	実施	AI-OCR：人工知能技術を取り入れた光学式文字読取機能 PRA：ソフトウェアロボットによる業務の自動化	実施	・令和8年度のフロントヤード改革に合わせたシステム等の導入に向け、展示会参加等による情報収集を実施した。 ・効果的な導入を見据え、令和7年度にBPRの実証導入を実施した。
	○システム導入による業務効率化	9	総務課 企画政策課	総務係 人事給与係 情報係	新規	・電子決裁や文書管理システム、勤怠管理システム等の導入によるペーパーレス化の実現	・紙媒体の印刷や配布、データ入力や集計等の作業が削減され、他の行政サービスの企画立案や重点業務に注力することが可能となる。	準備	→	→	実施		実施	・文書管理および電子決裁システムを導入済みであり、ペーパーレス化の推進に向けたKPIを設定している。 ・業務効率化およびペーパーレス化の推進を図るため、将来的な窓口SaaSへの移行を見据え、窓口支援システムを導入した。
	○テレワークの推進	10	総務課 企画政策課	人事給与係 情報係	新規	・テレビ会議やテレワークの推進による職員の多様な働き方の実現 ・本町、支所間をリモート活用による業務へ推進し、効率化を図る。	・庁舎外でも業務を実施することが可能となり、移動時間の短縮や、業務生産性の向上が見込まれる。 ・ワークライフバランス（仕事と暮らしの調和）の向上が見込まれる。	実施	→	→	→	テレワーク：情報通信技術を活用した時間や場所にとられない働き方	実施	・研修時のテレワーク環境について、応接室など2か所にシステムを増設した。 ・多様な働き方を実現するため、各種規程に基づき在宅勤務を可能としている。 ・本庁・支所間のリモート窓口システムを導入した。
	○セキュリティ対策の徹底	11	企画政策課	情報係	新規	・急速なデジタル技術の進歩による、求められるセキュリティ対策の実施 ・セキュリティポリシーの随時見直し	・住民の個人情報や企業の経営情報などの重要情報の保護 ・急速なデジタル社会に速やかに順応することが可能となる。	準備	→	→	実施		実施	・総務省が策定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定に伴い、「山都町情報セキュリティポリシー」を改定した。
2 職員の適確な配置と人材育成の推進														
(1) 行政組織の効果的な運営	○機動力のある組織体制の構築	12	総務課	総務係	継続	・行政ニーズに対応した柔軟な組織改編 ・課と係の設置とその業務及び支所の業務の見直し	・変化する行政課題に対応した組織にする。	実施	→	→	→		実施	・係・室の統廃合を実施した。 ・令和8年度における組織改編の調整を実施した。
	○小中学校の教育環境の充実と学校規模の適正化	13	学校教育課	学校教育係	継続	山都町学校規模適正化検討委員会の結果を受け「山都町学校規模適正化基本方針」を策定、方針に基づき学校の再編、教育環境の整備を実施	・適正規模の児童・生徒数による学校・学級運営が可能となることで、学校の活性化が図られるとともに、複式学級の解消等による義務教育水準の向上が図られる。	実施	→	→	→		実施	・清和蘇陽地区義務教育学校設置準備委員会を発足し、6月に第1回準備委員会会議を開催した。

第3次山都町行政改革大綱 実施計画

	○公立保育園のあり方検討	14	福祉課	福祉係	新規	園児数の推移や統合に伴う影響等を子ども子育て会議等において検討していく。	・公立園と私立園等の役割を見直し、本町にあった保育サービス体制の構築に向けた議論が活性化する。	検討	→	→	→	令和6年度子ども子育て支援事業計画見直し	実施	・公立2園の閉園方針について保護者へ通知し、説明会を実施した。
	○地域包括支援センターの業務委託	15	福祉課	高齢者支援係	新規	・広域で高齢化が進む本町において業務委託のメリット・デメリットを検証し、専門職の人員確保も含めた検討を行う。	・高齢者が安心して暮らせるための地域包括ケアサービスの充実が期待できる。	検討	→	→	→	令和5年度高齢者福祉計画・介護保険計画見直し	未着手	・事業所の経営状況および人材不足を踏まえ、現段階では委託の検討が困難な状況である。
(2) 適確な人材の確保と育成	○多様な人材の確保	16	総務課	人事給与係	継続	・社会環境の変化に応じ柔軟に人員確保を行う。 ・行政ニーズの高度化・多様化に対応していくため、採用試験の方法や時期及び年齢制限等の見直しを行いながら、多様な人材の確保に努める。	・限られた人員で効率的な行政運営ができる。 ・即戦力として民間経験者を採用し、その知見を行政サービスに活かすことができる。	実施	→	→	→		実施	・行政ニーズに対応するため、幅広い職種の採用試験を実施した。
	○人材育成基本方針の改定	17	総務課	人事給与係	継続	・平成18年に策定した人材育成基本方針について、時代に即した人材育成制度とするため、目指す職員像や求められる役割と能力の再検証を踏まえ、改定する。	・職員一人一人が、人材育成指針を理解し、「求められる職員像」を再認識することにより、職員研修や人事評価制度のより効果的な運用につながる。	見直し	実施	→	→		検討・準備	・ふるさと納税の指定団体取消しを受け、その要因を踏まえた上で、R8年度に策定することとした。
	○職員研修の充実	18	総務課	人事給与係	継続	・現行の職員研修の目的・効果等を踏まえた見直しを行いながら、階層別研修や、eラーニング、オンライン研修などの新たな研修スタイルを充実させる。	・手上げ制から、階層ごとに指定する研修に参加する仕組みを作ることで、職員全体の資質向上につながる。 ・オンライン研修、eラーニングの活用により、移動時間が削減でき、誰でも研修を受ける機会ができる。	実施	→	→	→		実施	・オンラインによる研修を可能とし、研修を受ける機会の確保に努めた。 ・研修の内容ごとに対象者（階層）の見直しを実施し、受講を促した。
	○職員提案制度の活用促進	19	総務課	総務係	継続	職員提案制度の継続 ・募集案件の見直し ・審査方法（審査意識）見直し ・提案者の人事評価への反映（能力評価に係る評価着眼点（ポイント）への採用）	・職員提案制度の活用促進 ・実業務への反映に伴う、業務改善 ・全庁的な業務改善	実施	→	→	→		未着手	・これまでの状況を踏まえ、実施は行わなかった。
3 財政運営の健全化の推進														
(1) 公有財産の適切な管理	○公共施設等の総合的な管理	20	総務課	監理係	新規	・山都町公共施設等総合管理計画に基づき、更新・統廃合・長寿命化など町が所有する全ての公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示し、下位計画である公共施設等個別施設計画等に基づき更新・改修・除却等を計画的に実施。	・維持管理コストの縮減、平準化 ・適正な施設規模への見直し ・施設の安全性や耐震性の確保	実施	→	→	→		実施	・山都町公共施設等総合管理計画及び山都町公共施設等個別施設計画に沿って、関係課において管理する施設の更新・改修・除却等を実施している。
	○廃校施設の活用又は処分	21	学校教育課	学校教育係	継続	・老朽化施設の処分を含めた活用方針の決定（目標1件）	・住民のニーズに合った施設の効率的な活用を図ることができる。	検討	→	→	実施	廃校施設	検討・準備	・経費、住民ニーズを考慮した効果的な活用方法について検討中である。
	○観光施設の存続・廃止方針の決定	22	商工観光課	商工観光係	継続	・利活用が低調な施設について、存続・廃止方針を決定	・維持修理費の軽減と管理面の負担軽減を図る。	実施	→	→	→		実施	・施設の必要性や利用状況等を踏まえ、存廃について随時検討を行う。
(2) 財源の確保	○徴収事務の効率化	23	税務住民課	徴収係	新規	・町税の滞納整理事務の本庁一括化	・徴収事務の均一化と効率化を図られる。	実施	→	→	→		実施	・納税相談や滞納処分は税務住民課で一元的に対応。 ・本庁・支所間の収納情報等の連携を強化し、継続的な業務効率化を図っている。

第3次山都町行政改革大綱 実施計画

	○町有未利用地の売却推進	24	総務課	監理係	継続	・未利用財産のリストアップを実施し、処分の検討をして利用見込みのない財産は順次売却する。	・未利用財産の有効活用が図られる。 ・維持管理負担の削減	検討	→	→	実施		検討・準備	・現在の地理情報システム（GIS）はLGWAN環境で職員のみ閲覧が可能だが、未利用財産（利活用目的財産）をリスト化し、将来の公開型GIS（WEB上一般公開用）の導入に向け準備中である。 ・住民等から町有地又は普通財産施設の譲渡申請があったものについては、内容を精査し、公有財産評価委員会にて売払い額の評定を経て処分（売却）した。
	○普通財産貸付料の見直し	25	総務課	監理係	継続	・普通財産貸付料の改定並びに算定基礎の統一化	・普通財産貸付料の適正化を図り不均衡を解消する。	検討	→	→	実施		検討・準備	・普通財産貸付料の算定基礎については、監理係が用いる算定基礎を周知し統一していくとともに、貸付料の改定については周辺自治体の状況を把握しながら、改定の必要性も踏まえ検討を進めている。
	○一般廃棄物処理手数料の見直し	26	環境水道課	環境衛生係	継続	・令和7年度からの熊本市での可燃ごみ受け入れ開始に合わせ、ゴミ持ち込み手数料とゴミ袋代金の見直しを行う。	・共同処理により施設の維持管理費が抑えられる。	検討	→	→	実施		実施	・ごみの持ち込み手数料の見直しを実施した。 ・ごみ袋代金の改定（見直し）については、現時点で未定である。
	○観光施設使用料の見直し	27	商工観光課	商工観光係	継続	・観光施設使用料の改定 令和3年度 4施設 令和6年度 7施設	・受益者負担の適正化を図る。		検討	実施			実施	・令和7年7月より新料金で運用中である。
	○体育施設使用料の見直し	28	生涯学習課	生涯学習係	継続	・体育館使用料の改定 ・減免規定の適正な運用	・受益者負担の適正化を図る。	検討	→	実施	→		検討・準備	・指定管理の状況や他の町有施設との調整も必要であると考えており、引き続き検討している。
	○ふるさと納税制度の推進	29	山の都創造課 企画政策課	山の都づくり 推進室 企画係	新規	・ふるさと納税制度の推進 ・企業版ふるさと納税制度の推進	・自主財源の確保 ・企業版ふるさと納税によるプロジェクト事業の推進	実施	→	→	→		実施	・個人版ふるさと納税については、募集経費に係る割合の基準違反により、令和7年9月30日から2年間の指定取消しを受けたことに伴い、寄付の受付を停止した。 これを受け、返礼品提供者への経緯説明および支援、第三者調査委員会の設置による原因究明、再発防止策の検討、事業再開に向けた準備等を実施した。 ・企業版ふるさと納税については、コンサルティング会社（肥後銀行）の活用を主軸として寄付の獲得に努めた（令和7年度実績：寄付件数14件、寄付額5,450千円）。
（3）地方公営企業等の経営健全化	○病院事業の経営健全化	30	そよう病院	事務部	継続	・新公立病院改革ガイドラインの改定に基づき、そよう病院新改革プランを策定し公表	・そよう病院の中長期経営計画の策定により、健全かつ安定的な経営を図る。	実施	→	→	→		実施	・令和6年3月に、国（総務省）が定めた公立病院経営ガイドラインに沿って計画を策定し、熊本県総務部市町村・税務局市町村課へ提出し受理された。その結果を受け、病院運営委員会での承認を経て、そよう病院ホームページにて計画を公表した。なお、概ね年1回以上の進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直ししながら改善を続ける。

第3次山都町行政改革大綱 実施計画

	○水道事業の経営健全化	31	環境水道課	水道係	継続	・水道ビジョン（経営戦略）及び水道施設更新計画に基づき、水需要に合う施設整備、水道料金改定等を実施する。	・施設整備を実施することで耐震化、維持管理費等の削減及び安心安全な水の確保を図り、計画的な料金改定（5年毎の見直し）を実施することで財政基盤の強化を図る。	実施	→	→	検討		実施	・令和8年1月に水道事業運営審議会から令和9年4月からの水道料金改定に関する答申を受け、同年6月議会において関連する条例改正を行った。
	○水道事業の広域連携の推進と官民連携手法の検討	32	環境水道課	水道係	新規	・熊本中枢都市圏における広域連携を推進する。 ・維持管理や更新・耐震化における効率化を図るため官民連携による新たな手法について検討する。	・広域的な事務の連携や官民連携による手法を導入することで、水道事業の経営健全化を図る。	検討	→	→	実施		検討・準備	・熊本県水道事業基盤強化推進協議会へ一本化し、同協議会の中に課題ごとの検討部会を設置して現在協議・検討を進めている。
	○第三セクターの抜本的見直し	33	企画政策課 商工観光課	企画係 商工観光係	新規	・町関与のあり方見直し ・債務超過となっている第三セクターの存続・廃止方針の決定	・町財政の負担増加を防ぐ。	検討	実施	→	→		実施	・「そよ風パーク」については、指定管理期間を1年間延長し、施設のあり方について外部有識者の意見を取り入れながら、募集方法等の見直しを行うこととした。